

# 第5次厚木市環境基本計画（案） 概要

## 第1章 私たちの暮らしを支える環境について考えてみましょう。

(P1～11)

### 1 環境をめぐる潮流と今後の方向（P2）

世界的に人間の活動による環境負荷の増大が大きな課題になっており、それを解決するために、様々な取組が進んでいます。

また、新型コロナウイルスの影響により、環境への影響が大きく変化する可能性があることから、柔軟に対応できる計画とします。

#### (1) SDGs

令和12（2030）年までに達成する全ての国に適用される普遍的な目標であるSDGsが国連サミットで採択されました。

#### (2) パリ協定

気候変動の一因とされる地球温暖化を緩和するため、温室効果ガス削減目標を掲げて取り組むことや気候変動への適応強化について、パリ協定に基づき各国が取り組んでいます。

#### (3) 生物多様性\*

生物多様性を保全するための令和2（2020）年までの目標が定められ、取り組んでいます。

### 2 市民の環境に関する意識や意向（P4）

本計画を策定するに当たり実施したアンケートの結果で、次のことが分かりました。

#### (1) 市民の環境保全の取組状況

節電や省エネルギー、資源の分別徹底は、多くの市民が心掛けていますが、公園整備等、自然環境保全活動への参加や環境イベントやキャンペーンへの参加は、進んでいない状況です。

#### (2) 市民から見た環境問題や今後の取組の方向について

気候変動の影響による豪雨や災害が懸念され、災害対策等の気候変動への適応や再生可能エネルギーの普及や省エネを進め温暖化を緩和する対策が求められています。

### 3 環境の現状と課題（P6）

令和2年10月1日現在の市の人口は223,743人（人口速報）で、市制施行以来一貫して増加傾向で推移してきましたが、近年は横ばいとなっており、核家族化による高齢夫婦世帯の増加傾向が見られ、これからの人口減少にも対応が必要です。

また、本市の平均気温と最高気温は、23年間でそれぞれ1℃高くなっており、神奈川県における将来の気候予測では、猛暑日や豪雨が増加するとされています。

環境面の取組実績は、次のようになっています。

(1) 地球温暖化対策

平成25年度比で平成29年度は温室効果ガス10.2%の削減を達成しています。

(2) ごみの減量・資源化

平成14年度比で、令和元年度の速報値では、減量化率は27.6%、資源化率は34.2%となっています。

(3) 自然環境

里地里山の維持管理の低下に対し、平成25年度に里地里山保全等促進条例を制定し、里地里山保全活動団体へ支援を行うなど、良好な環境保全と向上を進めています。

(4) 快適環境（緑、交通）

公園整備面積は、一人当たりの面積で比較すると地域によって差が大きくなっています。

また、農地は、平成21～29年度において、年平均153,000㎡が住宅用地や駐車場等に転用が進んでいます。

交通関係では、小田急小田原線の本厚木駅と愛甲石田駅の1日平均乗車人員及び降車人員とも緩やかな増加傾向にあり、市内路線バスは、ここ数年は、走行距離と輸送人員は横ばいから緩やかな減少に転じてきています。

(5) 生活環境

主要河川で実施した水質調査の結果、河川水質の代表的指標であるBOD75%水質値では環境基準を達成しています。

なお、地下水質の調査では、一部の調査地点で、環境基準を超過した化学物質の検出が見られます。

#### 4 環境保全等の取組の現状 (P10)

第4次厚木市環境基本計画は、「みんなでつくる自然環境と共生する元気なまち」を環境像に掲げ、四つの基本目標と基本施策を定め、取組を進めました。

(前計画) 第4次厚木市環境基本計画の取組の体系

環境像	基本目標	基本施策
みんなで つくる 自然環境と 共生する 元気なまち	基本目標1 持続可能な地球環境の 実現	基本施策1 地球温暖化防止・低炭素社会の実現
		基本施策2 持続可能な循環型社会の実現
	基本目標2 生物多様性に配慮した 緑と水辺環境の実現	基本施策1 自然と共生する社会の実現
		基本施策2 都市農業・林業をいかした地域産業の実現
		基本施策3 河川と共生する社会の実現
	基本目標3 安心・安全で快適な美 しい都市の実現	基本施策1 豊かな生活環境の実現
		基本施策2 地域特性をいかした魅力あるまちの実現
		基本施策3 快適生活空間の実現
	基本目標4 連携、協働、情報の共 有化による推進	基本施策1 市民参加・市民協働の推進

令和元年までの取組結果としては、33の指標のうち、既に計画目標値を超えている指標は7指標で、8割以上の指標が達成率75%以上であり、順調に進んでいます。

なお、イベント関係の指標は、新型コロナウイルスの影響で達成率が伸び悩んでおり、周知啓発のイベント関係は、その実施方法が課題になると考えられます。

## 第2章 厚木市環境基本計画（計画の役割と推進に向けて）（P13～17）

### 1 計画の役割と基本理念（P14）

#### (1) 計画の役割

厚木市環境基本計画は、厚木市環境基本条例第9条に定める環境行政のマスタープランです。

#### (2) 計画の基本理念

環境基本条例に掲げられた環境の保全等についての基本理念を踏まえて策定します。

#### 「厚木市環境基本条例」の基本理念

- 1 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していけるように行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境に関する資源が有限であることに鑑み、持続的な発展が可能な循環型社会及び低炭素社会（化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出量を少なく抑えた環境への負荷が少ない社会をいう。）を構築できるよう行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものがこれを自らの問題として捉え、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

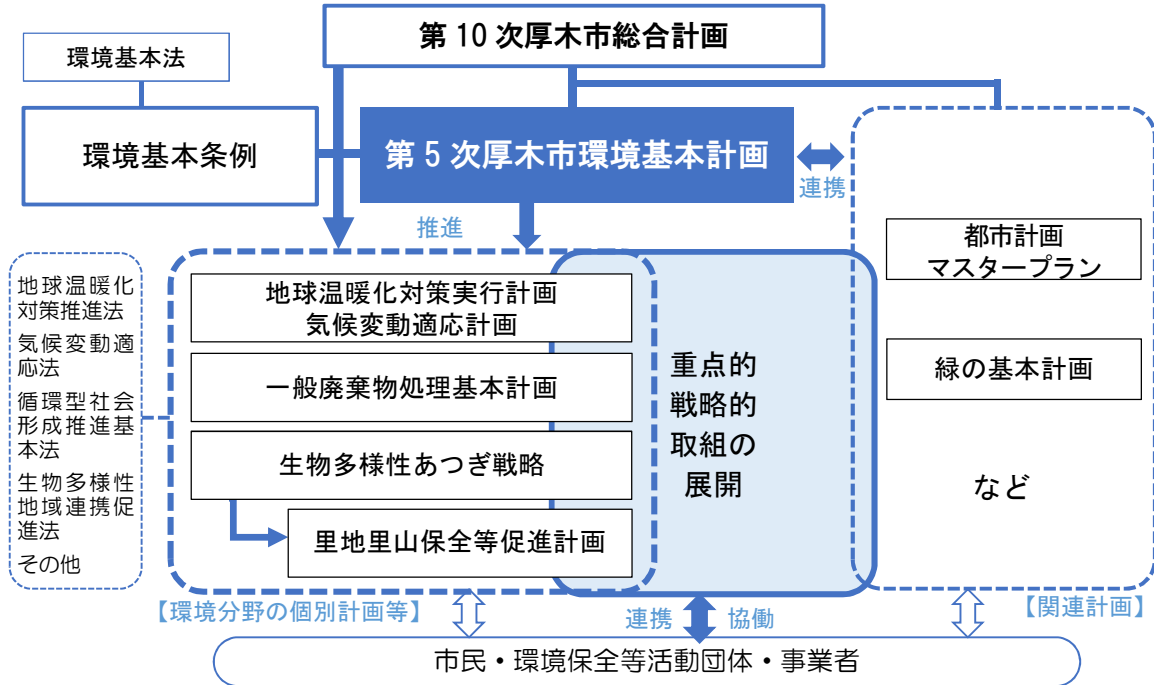
#### (3) 計画が対象とする環境

本計画は、身近な生活に係る環境問題から地球規模の環境問題まで幅広い環境を対象とします。

## 2 計画の推進に向けて (P16)

### (1) 計画の位置付け

本計画は、第10次厚木市総合計画を環境面から支える個別計画として位置付けるとともに、関連計画と連携を図りながら施策を進めることとします。

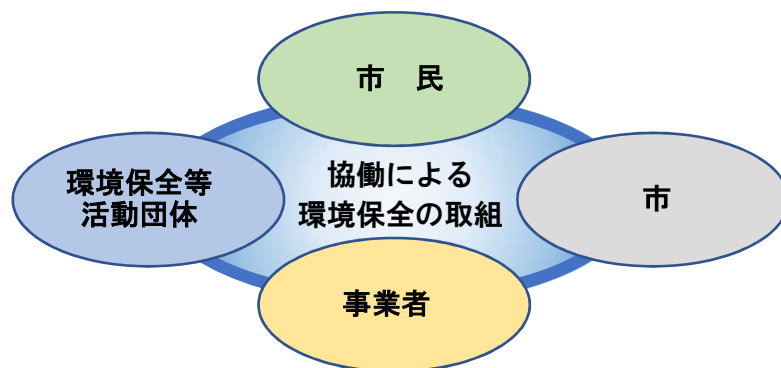


### (2) 計画の期間

令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6年間の計画期間としますが、必要に応じて見直しを行います。

### (3) 計画の推進主体

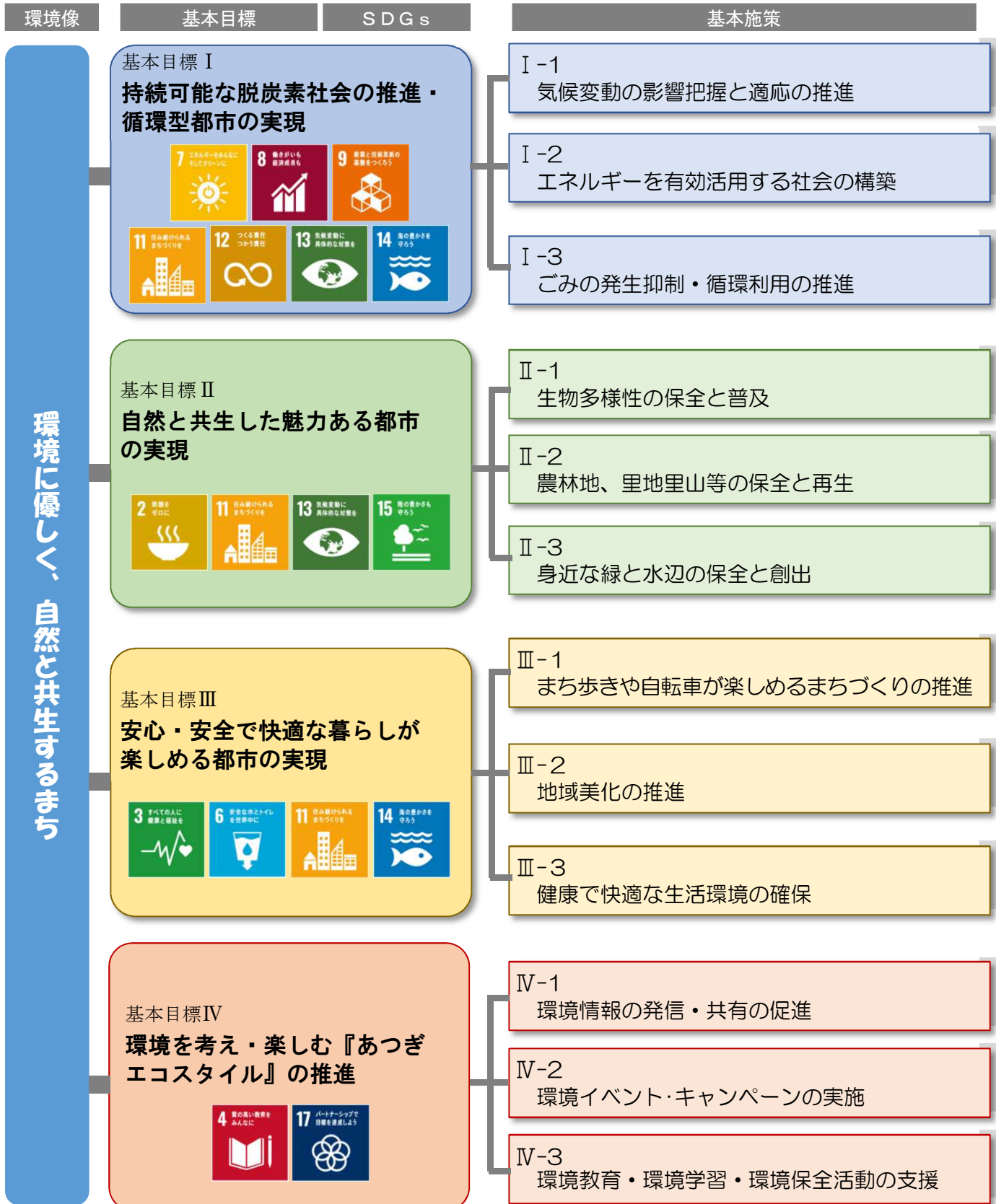
本計画は、市民協働を進め、市民、環境保全等活動団体、事業者、市を推進主体とします。



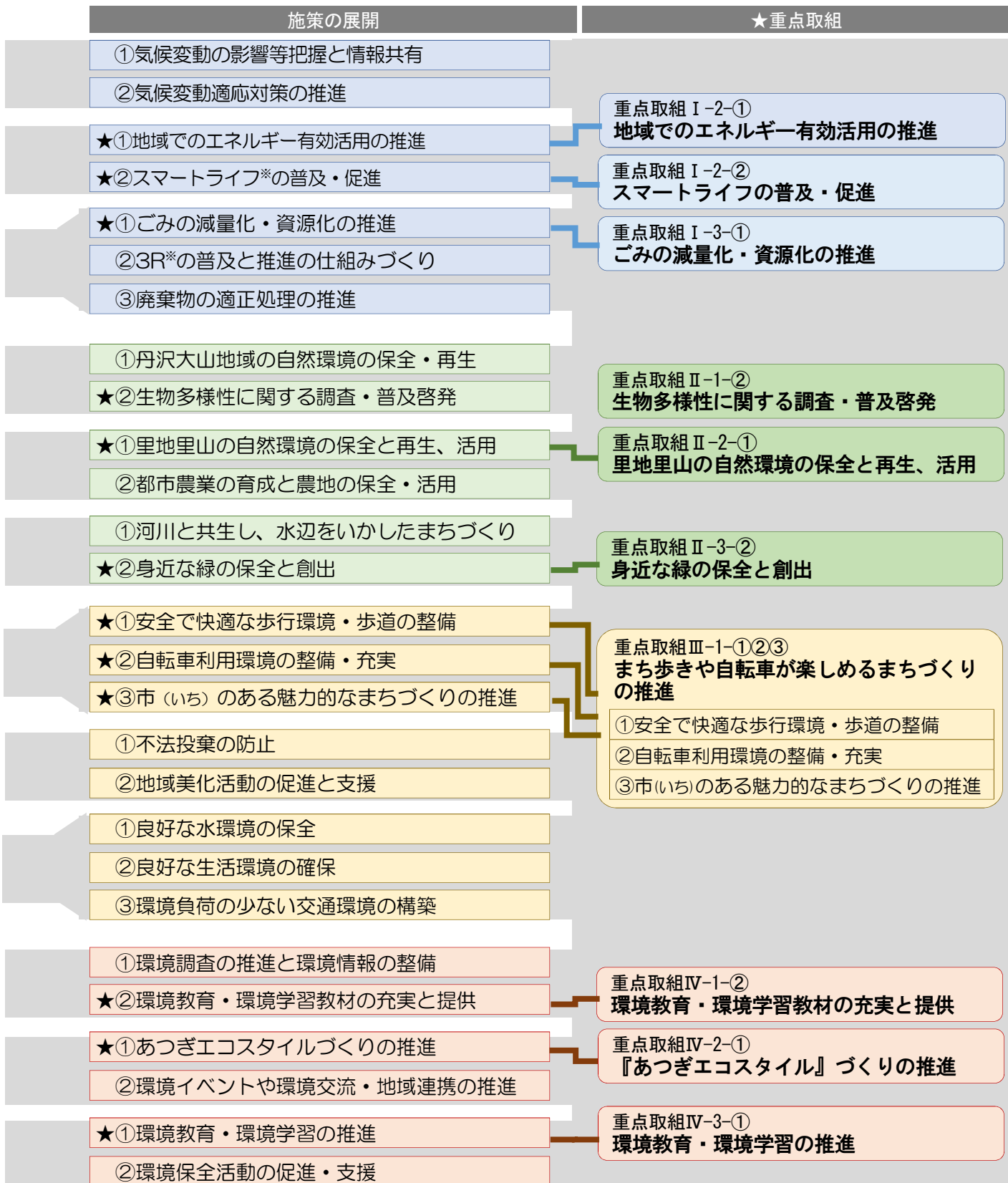
# 第3章 計画が目指す望ましい環境像とその実現に向けた取組の方向

(P19~25)

- 1 望ましい環境像と基本目標 (P20)
- 2 計画で進めていく施策の体系と重点取組 (P22)



本計画が目指す望ましい環境像と基本目標の実現に向け、「厚木市環境基本条例」及び第10次厚木市総合計画との整合を図り、環境に係る社会情勢の変化や市民の意向に柔軟に対応しつつ、基本施策や重点的・戦略的取組（以下「重点取組」という。）を進めていきます。

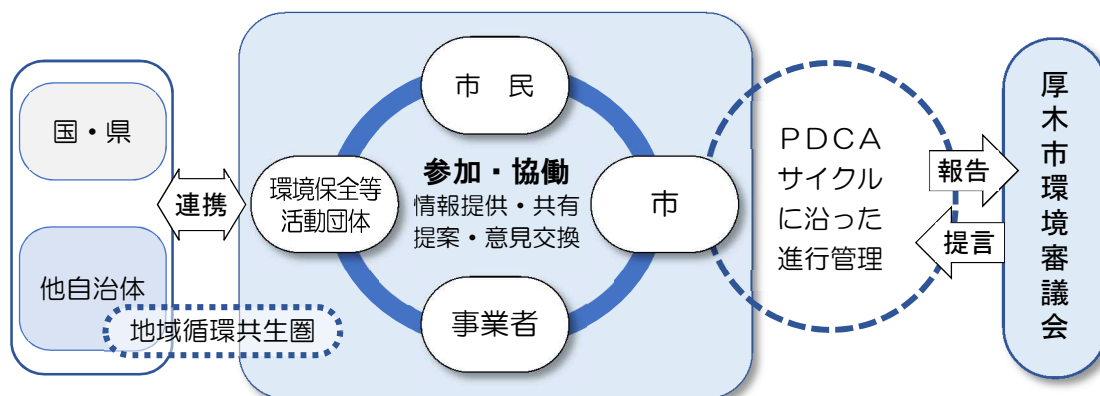


★は重点取組として、指標を定めて取組を進めるものです。

### 3 計画の推進（P25）

本計画では、市民、環境保全等活動団体、事業者、市が推進主体となり、個々に、又は協働で取り組んでいきます。施策や事業の実施に当たっては、これらの推進主体が情報の共有や意見交換を行い、環境保全のネットワークを構築しながら計画の推進を図っていきます。

なお、取組実績について、厚木市環境審議会が評価・点検を行い、提言を行うことで、PDCAサイクルに沿った進行管理を行います。





**基本目標Ⅰ 持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現**

**基本施策Ⅰ-1 気候変動の影響把握と適応の推進**

**取組の方向**

今後、避けることができない地球温暖化（気候変動）が地域社会に及ぼす影響について調査や情報の共有を行い、気候変動の影響に適応（回避や軽減）できるよう日々の暮らしや活動、まちづくりにおいて対応を進めていくことにより、安心・安全に暮らせる社会をつくります。

**【施策の展開】**

**I-1-① 気候変動の影響等把握と情報共有**

地域における気候変動の影響と考えられる事象について調査や情報の共有を行い、みんなで気候変動の影響への適応の在り方を考えていきます。

**考えられる取組**

- ・地域における気候変動の影響と考えられる事象や事例の収集、調査の実施
- ・神奈川県気候変動適応センターとの連携
- ・気候変動の影響に関する情報の整備など情報の共有化の推進

**I-1-② 気候変動適応対策の推進**

気候変動への適応を進める体制整備と、適応策の取組を総合的・計画的に進めます。

**考えられる取組**

- ・気候変動適応策の推進に向けた体制の整備
- ・市内における気候変動への適応に向けた取組、対応策などを把握
- ・気候変動適応に関する計画的な取組の策定による適応策の推進

## 基本施策 I-2 エネルギーを有効活用する社会の構築

### 取組の方向

省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの活用など、スマートライフが楽しめる暮らしやまちづくりを進め、エネルギーが有効に活用され、地球温暖化防止にも貢献できる環境に優しい脱炭素社会を目指します。

### 【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 市内温室効果ガス削減率 （平成25年度比）	10.2% （平成29年度）	➡	18%
② 市域の太陽光発電の発電容量	32.7MW （令和元年度）	➡	45MW
③ 市民アンケートの数値『再生可能エネルギーの普及が進んでいると思う市民の割合』	22.6% （令和元年度）	➡	40%
④ 市民アンケートの数値『省エネの取組が進んでいると思う市民の割合』	23.8% （令和元年度）	➡	60%
⑤ 市民アンケートの数値『地球温暖化を緩和するために取り組んでいることがある市民の割合』	76.2% （令和元年度）	➡	90%

### 【施策の展開】

#### I-2-① 地域でのエネルギー有効活用の推進 【重点取組】

家庭での創エネ・省エネ・蓄エネ設備の設置支援など再生可能エネルギーの普及により、地域における自立分散型エネルギー\*システムを構築し、脱炭素型のまちづくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・自立分散型エネルギー\*としての再生可能エネルギー活用と卒FIT電源の活用の検討
- ・住宅用太陽光発電や蓄電池等スマートハウス導入奨励金による普及促進
- ・電気自動車（EV）の導入促進
- ・ソーラーシェアリング\*の普及・促進

#### I-2-② スマートライフの普及・促進 【重点取組】

生活や事業活動におけるエネルギー有効利用に向けた国民運動 COOL CHOICE\*の普及啓発と、地域の特性に応じたスマートライフづくりと発信を進め、温室効果ガスの排出抑制など、環境に優しいまちづくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・省エネ等 COOL CHOICE の普及啓発
- ・地域の環境やスマートライフを楽しむ市民の知恵や取組の提案など、環境に優しい『あつぎエコスタイルづくり』の推進

## 基本施策 I-3 ごみの発生抑制・循環利用の推進

### 取組の方向

市民・事業者・市が連携して3Rの普及、プラスチックごみ削減や食品ロス対策などの循環型都市の実現に向けた取組を進めていくとともに、家庭や事業所からのごみの発生抑制、分別の徹底と資源回収を促進し、一層のごみの減量化・資源化を進めます。

### 【取組を進めていくための指標】

指 標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 市民一人1日当たりの家庭系ごみの減量化率（平成14年度比）	42.9%【438g】 （H30年度）	➡	50%【383g】
② 家庭系ごみの資源化率	33.8% （H30年度）	➡	40%
③ 事業系ごみの減量化率（平成14年度比）	30.3% 【19,324トン】 （H30年度）	➡	50% 【13,858トン】
④ 市民アンケートの数値『ごみの減量化、資源化が進んでいると思う市民の割合』	57.3%	➡	80%

### 【施策の展開】

#### I-3-① ごみの減量化・資源化の推進 【重点取組】

家庭や事業所でのごみの発生抑制、分別の徹底と資源回収を促進し、一層のごみの減量化と資源化を進め、循環型都市を構築します。

#### 考えられる取組

- ・食品ロス対策の推進  
（フードバンクなどの取組促進）
- ・分別の徹底による資源化の推進
- ・3つのキリによる生ごみの減量
- ・事業者の排出者責任の遵守徹底

### I-3-② 3Rの普及と推進の仕組みづくり

3Rの普及やフリーマーケットなど3Rの仕組みづくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・3Rの普及と促進
- ・フリーマーケットなどのリユースの推進
- ・プラごみ削減のための普及啓発

### I-3-③ 廃棄物の適正処理の推進

ごみの効率的な収集方法と安定的な処理体制を確立し、循環型都市づくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・新たな品目の資源化や家庭系ごみの有料化などによる家庭系ごみ全体の減量化・資源化の検討
- ・新たなごみ中間処理施設の整備の推進、災害廃棄物一時保管場所の確保など安定的な処理体制の確立

## 基本目標Ⅱ 自然と共生した魅力ある都市の実現

### 基本施策Ⅱ-1 生物多様性の保全と普及

#### 取組の方向

丹沢山地から相模川までの、変化に富む自然環境における生物多様性の役割や、豊かな恵みへの理解を深めるとともに、保全への取組を進めることで、自然と共生するまちづくりの推進に努めます。

#### 【取組を進めていくための指標】

指標		現状値・基準値		目標（令和8年度）
①	生物多様性あつぎ戦略の啓発事業への参加者数	900人 （令和元年度）	➡	1,300人
②	市民アンケートの数値『生物多様性の普及や保全が進んでいると思う市民の割合』	18.7% （令和元年度）	➡	45%

#### 【施策の展開】

##### Ⅱ-1-① 丹沢大山地域の自然環境の保全・再生

丹沢山地や中津山地の豊かな森林や生物多様性の保全を進め、多面的機能の発揮に向けた取組を推進します。また、貴重な自然とのふれあいを楽しみ、学ぶ機会を充実します。

#### 考えられる取組

- ・丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、飯山白山森林公園等の自然環境の保全、自然とのふれあう機会の充実
- ・国県や近隣市町村との連携による自然環境保全活動、ニホンジカなどの適正管理と森林の育成管理の推進
- ・登山道等の整備と登山マナー等の普及啓発

##### Ⅱ-1-② 生物多様性に関する調査・普及啓発 【重点取組】

「生物多様性あつぎ戦略」や「厚木市里地里山保全等促進計画」の普及啓発や取組の推進、「厚木市版レッドデータブック」を活用した環境学習の教材の整備、情報の発信などを進め、生物多様性の保全に向けた取組を促進します。

#### 考えられる取組

- ・「生物多様性あつぎ戦略」の普及啓発の充実
- ・生きもの観察情報の発信など、生物多様性の保全への理解の促進を図る取組（「厚木市版レッドデータブック」を活用した自然観察や環境学習の促進など）
- ・さがみ自然フォーラムや環境エコツアーの開催など生物多様性の普及啓発に向けたイベントの実施
- ・生物多様性に関する調査や観察、情報整備の実施
- ・特定外来生物の駆除活動など、外来種への対策の推進

## 基本施策Ⅱ-2 農林地、里地里山等の保全と再生

### 取組の方向

里地里山の農林業の営みを尊重しつつ、多様な分野にわたる活用を通じて、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵みを市民が将来にわたって享受できるよう、市及び土地所有者、活動団体、市民等の協働により里地里山の保全や再生、活用を進めます。

### 【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 里地里山保全等活動協定地面積	6.0ha （令和元年度）	➡	6.5ha
② 市民アンケートの数値『里地里山の保全や活用が進んでいると思う市民の割合』	23.4% （令和元年度）	➡	50%

### 【施策の展開】

#### Ⅱ-2-① 里地里山の自然環境の保全と再生、活用 【重点取組】

里地里山の森林や農地、水辺など、自然が果たしている水源涵養<sup>かんよう</sup>や災害防止、生きものの生息環境の提供、自然体験の場などの多面的な機能が発揮できるよう、里地里山の多様な活用を進めつつ、森林や農地、水辺の自然環境の保全・育成・再生を進めます。

#### 考えられる取組

- ・里地里山の特性をいかした体験学習の推進やエコツーリズムの検討など、新たな価値の再発見
- ・里地里山保全活動の推進、保全ボランティアの育成と活動支援
- ・適切な森林の整備と管理による二酸化炭素吸収、生物多様性の保全、水源涵養<sup>かんよう</sup>や災害防止、良好な景観や自然体験の場など、多面的な機能の発揮
- ・地元産材の活用促進、林産物の地産地消の推進、鳥獣被害対策の推進など

#### Ⅱ-2-② 都市農業の育成と農地の保全・活用

農地は、農作物の生産と供給など都市農業としての役割を始め、水源涵養<sup>かんよう</sup>や保水・遊水機能、身近な生きものの生息の場、緑豊かな景観、自然との共生文化とのふれあい、オープンスペースとしての防災機能など多面的機能を果たしています。都市農業としての育成と農地の保全・活用を進め、多面的な機能が発揮できるようにします。

#### 考えられる取組

- ・農林地の保全と活用、新規就農者支援、農地の流動化
- ・あつぎブランド農産物の育成、朝市・夕焼け市などによる農産物の地産地消の推進
- ・市街化区域内農地は、緑地機能や防災機能のオープンスペースとして活用
- ・市民農園の運営や体験型農園の推進

## 基本施策Ⅱ-3 身近な緑と水辺の保全と創出

### 取組の方向

地域の雨水保水や水源涵養機能の向上など健全な水循環を形成します。また、緑や水辺の生物生息環境を保全・再生・創出し、身近な緑や水辺が暮らしや環境保全に果たしている諸機能をいかし、河川と共生したまちづくりを進めます。

また、身近な緑と水辺との多様なふれあいを楽しむ機会づくりを進め、自然と共生した環境の形成を目指します。

### 【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 都市全体の緑地率	32.9% （令和元年度）	➡	33.2%
② 都市緑化の保全活動に参加した団体数	65 団体 （令和元年度）	➡	72 団体

### 【施策の展開】

#### Ⅱ-3-① 河川と共生し、水辺をいかしたまちづくり

地域の雨水保水や水源涵養機能の向上、谷戸や水辺の再生など、良好な水循環を保全・確保します。また、河川など水辺の生物生息環境の保全・再生、ふれあいの向上など、多彩で豊かなふれあいが楽しめる水辺環境を創り、河川と共生した暮らしづくりを進めます。

また、身近な緑や水辺が果たしている諸機能をいかし、水辺の散策などができる親しみやすい水辺環境づくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・多自然型河川整備など、水辺の生物生息環境の保全と再生
- ・生態系に配慮した河川敷と護岸部の改修
- ・水辺の散策路や親水環境の整備と管理の推進
- ・河川敷の外来種対策
- ・相模川クリーンキャンペーンなど、河川等水辺の環境美化の推進

#### Ⅱ-3-② 身近な緑の保全と創出 【重点取組】

市街地や住まい周辺の緑を守り、育み、創出し、緑が暮らしの中で果たしている役割をいかして、緑豊かで快適な生活や産業活動が進められる都市環境を形成します。

#### 考えられる取組

- ・保存樹林や社寺林、生垣など、指定制度によるみどりの保全の推進
- ・公園や緑地、緑道、街路樹の整備と管理、避難場所の機能を担う公園緑地の整備
- ・公共施設の緑化、屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど都市緑化の推進

## 基本目標Ⅲ 安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現

### 基本施策Ⅲ-1 まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進

#### 取組の方向

都市緑化と併せて、安全で快適なまち歩きや自転車利用が楽しめる環境を充実し、温室効果ガス排出などの環境負荷が少ないまちづくりを進めます。また、緑や水辺との豊かなふれあいができ、地場の農産物を販売する朝市・夕焼け市などの『市』のあるまちの創出など、歩いてみたくなる環境のまちを創出していきます。

#### 【取組を進めていくための指標】

指 標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 自動車の利用抑制が地球温暖化のために重要と考える市民の割合	13.7% （令和元年度）	➡	20%

#### 【施策の展開】

##### Ⅲ-1-① 安全で快適な歩行環境・歩道の整備 【重点取組】

歩行者利用の多い路線を中心とした歩道の整備や誰もが安全かつ円滑に利用できる歩行環境を確保するために歩道のバリアフリー化を進めるなど、安全で快適にまち歩きができる環境づくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・ 通学路の安全対策や歩道の整備
- ・ 歩行者空間での駐輪の防止、放置自転車などの対策の推進
- ・ 歩道の段差解消や休憩スペースの整備などバリアフリー化の推進

##### Ⅲ-1-② 自転車利用環境の整備・充実 【重点取組】

買物等、普段の移動において自転車の利用を促すため、利用環境を充実するなど、温室効果ガスの排出がなく環境に優しい自転車での移動が楽しめるまちづくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・ 自転車走行空間の整備と交通安全対策の推進
- ・ 自転車利用者への交通ルールの周知徹底、マナー向上に関する啓発
- ・ バス停や周辺での駐輪施設の充実など、サイクルアンドバスライドの推進

##### Ⅲ-1-③ 市のある魅力的なまちづくりの推進 【重点取組】

農林産物の地産地消を進める朝市・夕焼け市や、資源のリユースを進めるフリーマーケットなど、環境に優しい「市」が開かれるなど、歩いてみたくなる魅力あるまちづくりを進め、地域の環境と人とのふれあいを高めます。

#### 考えられる取組

- ・ 朝市や夕焼け市の推進、フリーマーケットの開催支援など、環境に優しい「市」があるまちづくりの推進
- ・ 地域の特性をいかしたまち歩きが楽しめる環境の充実



## 基本施策Ⅲ-2 地域美化の推進

### 取組の方向

「厚木市みんなを守る美しい環境のまちづくり条例」に基づくごみのポイ捨て防止などの取組を進めるとともに、不法投棄の防止を進め、衛生的できれいな住みよい生活環境づくりを進めます。

### 【施策の展開】

#### Ⅲ-2-① 不法投棄の防止

ごみの不法投棄についての予防、ごみ捨てマナーの普及啓発と対策を進めます。

#### 考えられる取組

- ・不法投棄の未然防止や監視パトロールの推進

#### Ⅲ-2-② 地域美化活動の促進と支援

市民・環境保全等活動団体・事業者・市の協働によるごみのポイ捨て防止キャンペーンや啓発活動を進め、衛生的できれいなまちづくりを進めます。

#### 考えられる取組

- ・相模川クリーンキャンペーンなどへの参加促進
- ・地域住民や事業者による地域美化活動や清掃活動への支援と参加への呼び掛け
- ・「厚木市道路里親制度」の普及啓発と参加団体の募集と活動支援

## 基本施策Ⅲ-3 健康で快適な生活環境の確保

### 取組の方向

市内を流れる河川の水質や地下水、大気環境、騒音・振動、悪臭などに係る環境基準の達成・維持を図るとともに、自動車排気ガスを軽減するためアイドリングストップなどエコドライブや低公害車・次世代自動車の普及を推進し、健康で快適な生活環境を確保します。

### 【施策の展開】

#### Ⅲ-3-① 良好な水環境の保全

河川や水路の水質の調査と監視に努め、生活排水対策を進めます。また、地下水汚染状況の把握、汚染地の監視に努め、良好な水環境をつくります。

#### 考えられる取組

- ・水質の監視や調査の実施による市民への情報提供、事業所への指導
- ・公共下水道の整備や合併処理浄化槽の促進
- ・地下水汚染の状況把握と情報収集など市民への情報提供と事業所への指導・対策の推進

#### Ⅲ-3-② 良好な生活環境の確保

大気環境や騒音・振動、悪臭などの公害防止と対策を進め、良好な生活環境を確保します。また、人や生物の健康や生命に影響を及ぼす有害な化学物質の管理体制の把握に努めます。

#### 考えられる取組

- ・公害苦情に対する調査と指導など、適切な対策の実施
- ・県と連携した光化学スモッグの監視の実施
- ・大気中の有害物質の監視（県）
- ・事業者への化学物質の管理状況報告制度の周知
- ・環境保全型農業の推進、農薬や殺虫剤などの適正使用と管理の普及啓発
- ・東日本大震災に伴う空間放射線の監視継続

#### Ⅲ-3-③ 環境負荷の少ない交通環境の構築

環境負荷の少ない交通環境の構築を図り、自動車に過度に依存しない快適な移動環境を確保します。

#### 考えられる取組

- ・公共交通機関の利用促進
- ・重点取組「まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進」と一体となった環境負荷の少ない交通環境の構築
- ・アイドリング防止の啓発
- ・低公害車の普及啓発

## 基本目標Ⅳ 環境を考え、楽しむ「あつぎエコスタイル」の推進

### 基本施策Ⅳ-1 環境情報の発信・共有の促進

#### 取組の方向

環境の現状や環境保全等への取組状況について、調査や測定、情報を収集し、周知事項などと併せて、紙媒体やホームページなどで分かりやすく発信します。

また、市域の環境に関する調査結果などを活用して、環境教育や環境学習に資するよう教材や情報に取りまとめ、発信、提供します。

#### 【取組を進めていくための指標】

指 標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 環境学習教材の提供数	-	➡	10件
② 環境学習動画の総再生数	-	➡	4,000回

#### 【施策の展開】

##### Ⅳ-1-① 環境調査の推進と環境情報の整備

気候変動の影響や温室効果ガス排出状況、ごみの減量化・資源化状況、生活環境の状況、自然環境や生物多様性の状況、環境保全等への取組状況などについて、継続的な調査・測定、情報収集を行い、「環境の概要」や「環境報告書」として整理し、情報を提供します。

#### 考えられる取組

- ・定期的な大気や水質、放射線量などの測定や調査の実施とモニタリング
- ・温室効果ガス排出状況やごみ処理状況等に関する調査や情報の整備
- ・自然環境や生物多様性に関する調査・観察の実施、市民等の生きもの観察情報収集
- ・「環境の概要」などの作成と情報提供
- ・環境基本計画の施策実施状況「環境報告書」の作成と情報提供

##### Ⅳ-1-② 環境教育・環境学習教材の充実と提供 【重点取組】

気候変動の影響や温室効果ガス排出状況、ごみの減量化・資源化状況、生活環境の状況、自然環境や生物多様性の状況など調査結果などを活用した、環境教育・環境学習教材の作成と情報発信を進め、市域の環境や環境保全等の課題の共有、環境教育等の推進を促します。

#### 考えられる取組

- ・環境教育・環境学習教材の充実と提供  
（「(仮)あつぎの環境読本」の作成と提供など）
- ・オンラインによる動画等情報の提供

## 基本施策Ⅳ-2 環境イベント・キャンペーンの実施

### 取組の方向

環境に係る様々なテーマについて、広く普及啓発するためのイベントやキャンペーンを実施します。

また、環境イベント・キャンペーンなどを通して、厚木の環境をいかし、環境に配慮しながら楽しく暮らしていくための『あつぎエコスタイル』づくりを進め、発信します。

### 【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① ホームページ『あつぎエコスタイル』のアクセス数（累計）	-	➡	10,000 アクセス
② あつぎメールマガジン「エコマガ」の登録者数	2,050人 （令和元年度）	➡	2,500人

### 【施策の展開】

#### Ⅳ-2-① あつぎエコスタイルづくりの推進 【重点取組】

環境イベント・キャンペーンを開催し、ライフスタイルに合った環境に優しい行動や活動の普及を進めます。そして、厚木の環境をいかし、環境に配慮しながら楽しく暮らす『あつぎエコスタイル』づくりを進め、持続可能なまちづくりを目指します。

#### 考えられる取組

- ・あつぎエコマガ（メールマガジン）の普及と活用促進（イベント情報やエコライフのヒントなど）
- ・COOL CHOICE や3R、プラスチックスマートの推進、自然とのふれあいなどを楽しく行動できる市民の知恵や工夫に関する情報の収集、募集
- ・『あつぎエコスタイル』づくりと発信、普及啓発

#### Ⅳ-2-② 環境イベントや環境交流・地域連携の推進

環境に係る様々なテーマについて、広く普及啓発するためのイベントやキャンペーンを実施します。

#### 考えられる取組

- ・環境の各分野に係る環境イベント・キャンペーンの開催と支援  
さがみ自然フォーラムや環境フェア、環境学習講座、自然観察会・体験学習など  
相模川クリーンキャンペーンなどの清掃、環境美化イベントなど  
地産地消に係る朝市・夕焼け市、フリーマーケットなどの『市』の普及と促進
- ・様々な環境交流の促進
- ・環境保全等活動団体の交流促進

## 基本施策Ⅳ-3 環境教育・環境学習・環境保全活動の支援

### 取組の方向

子どもの頃からの環境教育・環境学習を推進するとともに、協力団体等と連携し、学習講座や体験学習、施設見学会等を開催し、環境に係る意識の啓発と、自ら率先して行動できる人材の育成を図ります。

環境保全等活動団体への支援や環境保全行動促進ツールの充実などにより、自ら率先して環境保全活動を実施する環境を整えます。

### 【取組を進めていくための指標】

指 標	現状値・基準値		目標（令和8年度）
① 環境市民学習講座等の参加者数	52人 (令和元年度)	➡	200人
② 市民アンケートの数値『環境教育や環境学習の取組が進んでいると思う市民の割合』	24.5%	➡	50%

### 【施策の展開】

#### Ⅳ-3-① 環境教育・環境学習の推進 【重点取組】

協力団体等と連携し、学習講座や体験学習、施設見学会等を開催し、環境に係る意識の啓発と、自ら率先して行動できる人材の育成を図ります。

#### 考えられる取組

- ・環境教育・環境学習の支援体制の充実  
(環境学習講座、環境学習指導員等の派遣、環境教育・環境学習教材の提供など)
- ・地域と家庭、学校が連携した環境教育・環境学習の推進  
(エコスクールの普及、地域と連携した環境・エネルギー教育への取組支援)
- ・ジュニアエコリーダーの育成、環境学習指導員等の育成
- ・市内の環境教育・環境学習に係る民間施設や公共施設との連携強化の推進  
(環境センター、公民館、博物館、学校や研究機関、民間の体験・ふれあい活動や施設など)

#### Ⅳ-3-② 環境保全活動の促進・支援

環境保全活動を行っている団体への支援や環境保全行動促進ツールの充実などにより、自ら率先して環境保全活動を実施する環境を整えます。

市内で環境保全活動を行っている市民や団体・組織、事業者を発掘・PRするための方策を検討します。

#### 考えられる取組

- ・市民・環境保全等活動団体の環境保全活動の推進と活動支援
- ・環境保全行動促進ツールの充実

## 用語集

- ※ **生物多様性**とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40 億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つ一つに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。
- ※ **あつぎエコスタイル**とは、厚木市の豊かな自然環境や都市機能などが形成する環境の価値や役割を暮らしにいかし、より良好な状態に守り、育みながら、エネルギーや資源を有効に活用するなど、厚木の環境を楽しむライフスタイルづくりをいう。
- ※ **3R**（サンアールまたはスリーアール）とは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。リデュースは、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。リユースは、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。リサイクルは、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
- ※ **スマートライフ**とは、エネルギーを効率よく、かつ、上手に利用する暮らし方のこと。一般的には、省エネ家電と太陽光発電などの創エネ設備、蓄電池や電気自動車などの蓄エネ設備を組み合わせ、エネルギーマネジメントシステム（EMS）などにより効率的にエネルギーを活用するライフスタイルをいう。
- ※ **自立分散型エネルギー**とは、再生可能エネルギーと蓄電池を活用したエネルギー供給システムで、送電によるエネルギーロスが少なく、停電時などにも安心できる地産地消型のエネルギー活用をいう。
- ※ **卒FIT**とは、再生可能エネルギーで発電された電力の固定価格買取制度（FIT）の期間が終了する電源をいう。
- ※ **ソーラーシェアリング**とは、農地に太陽光発電設備を設置し、営農を続けること。
- ※ **COOL CHOICE**（クールチョイス）とは、2030 年度に温室効果ガスの排出量を2013 年度比で26%削減するという国の目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組（国民運動）をいう。